

今年4月からの保険料値上げ中止を求める要望書（10年1月15日）

茨城県後期高齢者医療連合長 中田 裕 殿

後期高齢者医療制度に対する国民の怒りは、昨年の総選挙以降さらに大きくなっています。この制度は75歳以上の高齢者を これまでの国民健康保険や社会保険から強制的に追い出し これまで保険料負担のなかった扶養家族の高齢者からも保険料を徴収し 保険料も2年後に値上げする 受けられる医療を制限し差別する「別建て診療報酬」を設けました。

高齢者を年齢で差別し“うば捨て山”と批判される制度であり、鳩山内閣は公約どおり、即時廃止すべきです。

厚生労働省は昨年11月20日に来年度の保険料は13.8%値上げになる発表しました。そのまま値上げになると茨城県では23億8,000万円、高齢者一人あたり約6,850円の値上げとなります。

県内の75歳以上高齢者の18%（5万4,000人）は無年金者であり、年金収入が月67,000円以下の方が55%（16万5,000人）になっています。いま年金がへり、高齢者に対する住民税増税が行われなどくらしは大変になっています。

茨城県後期高齢者医療広域連合は昨年3月末現在で、「後期高齢者医療給付費準備基金積立金」が、30億3,472万円あり、茨城県の「財政安定化基金」も今年度末には9億6,000万円となり、合計40億円あります。

これを取り崩せば保険料を値上げする必要はありません。長妻厚生労働大臣は、11月9日の参議院予算委員会で、日本共産党の小池晃参議院議員の質問に対し、「各広域連合に対し、余剰金を活用して値上げを抑制するようにしていただきたい」と答弁しております。そこで高齢者の医療とくらしをまもるため以下の要望事項を実施するよう強く求めます。

〔要望事項〕

来年度の保険料は基金などを活用し、値上げは行わないこと。

滞納者への制裁措置である資格証明書、短期保険証は発行しないこと。

後期高齢者医療制度は即時廃止すること。

以 上